

令和7年度介護職員に係るたんの吸引等研修事業委託仕様書

1 研修内容

- (1) 本研修は、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第4条に定める「別表第1第1号の基本研修及び同表第2号の实地研修」又は「別表第2第1号の基本研修及び同表第2号の实地研修」の内容に沿って実施し、研修修了者が不特定多数の者に対し、たんの吸引等の措置が実施できるように行うものとする。
- (2) 受注者は、本研修の実施に当たっては、神奈川県に対し、不特定多数の者に対するたんの吸引等研修事業の研修機関の登録を行っており、国が定める「喀痰吸引等研修実施要綱」に従って実施するとともに、登録・研修の開催・報告等について、神奈川県の指示・指導に従うものとする。
- (3) 受注者は、本研修の全科目を修了し、筆記試験並びに、技術演習及び实地研修の判定により、知識及び技術がたんの吸引等を行うに足る水準に達していると判定した受講者に対し、修了証書を交付するものとする。

2 实地研修

- (1) 实地研修については、原則として、受講生が所属する施設・事業所（同一法人内の他施設・事業所を含む。）において行うものとし、所属施設・事業所の利用者による協力を得た上で、所属施設・事業所の配置医または主治医の指示の下で実施するものとする。
- (2) 实地研修において指導に当たる講師については、原則として、受講生の所属施設・事業所（同一法人内の他施設・事業所を含む。）に所属する医師・看護師・保健師・助産師のいずれかの者が担当するものとし、受注者が受講生の所属施設・事業所に委託して実施するものとする。
- (3) ただし、受講生の所属において上記の体制が整わない場合は、受注者による实地研修先の紹介、講師の派遣、訪問介護事業所が連携する訪問看護事業所等での実施等も可能とする。

3 受講対象者

受講対象者は、市内の介護保険施設・事業所に勤務する介護職員であり、原則として、次の条件を満たす者とする。

- (1) 所属する施設・事業所（同一法人内の他施設・事業所を含む）において、实地研修における医師の指示、研修実施に協力が可能な利用者の同意を書面で得られ、所属施設・事業所において、实地研修に必要な行為を必要な回数行えること。
- (2) 所属する施設・事業所（同一法人内の他施設・事業所を含む）において、实地研修の講師を務める指導看護師等が在籍していること。
- (3) 研修修了後、所属する施設・事業所において、たんの吸引等を業務として行う予定であること。

(4) 研修の受講について、施設長等が推薦する者であること。

4 受講定員等

(1) 受講定員

48名以上とし、できる限り多くの定員数を確保すること。

(2) 受講申込が定員を超過した場合、次により受講生を調整するものとする。

ア 申込時において、実地研修を行う際の実施体制、たんの吸引等を行える介護職員を早急に確保する必要性等を勘案する。

イ 各施設が複数名の申し込みをする場合は、施設内で優先順位を記載してもらい、優先順位が高い者から受講させる。

5 研修カリキュラム

第1号研修又は第2号研修を、令和8年3月31日までに事業が終了する日程で実施する。

(1) 基本研修

附則別表第1第1号及び別表第2第1号に掲げる講義及び演習を実施する。

(2) 実地研修

実地研修については、受講生が所属する施設・事業所（法人内の他施設・事業所を含む。）において、当該施設・事業所の利用者の協力を得て、施設・事業所所属の医師、保健師、助産師及び看護師（以下「看護師等」という。）を講師として行うことを基本とし、各実施先で協力を得られる利用者の有無、研修修了後に行う業務に応じて、附則第4条別表第1第2号又は別表第2第2号に掲げる研修のいずれかを行うこととする。

また、受講生の所属において上記の体制を整えることが困難な施設・事業所においては、措置を要する利用者はいるが指導を行える看護師等がいない施設・事業所に講師を派遣するなど、所属において実地研修を行うことが困難な受講生が一定程度、本研修に参加できるよう努めることとする。

(3) 指導看護師養成伝達研修

実地研修において指導者となる看護師等を対象とする、指導看護師養成伝達研修を実施する。

(4) 管理者向け資格制度説明会

施設や事業所の管理者向けに、介護職員に係るたんの吸引等の制度説明などを行う説明会（任意参加）を実施する。

6 研修会場

(1) 基本研修（講義及びシミュレーターを用いた演習。以下同じ。）研修会場は、受注者の提案により、発注者の同意を得て決定する。

(2) 基本研修の会場の確保は原則として受注者が行うものとし、会場使用料等の費用については受注者がこれを負担する。

- (3) 基本研修の会場の設営・撤去等は、原則として受注者が行うものとする。
- (4) 研修の実施にあたり、新興感染症の予防および拡散防止のための対策を行うこと。

7 研修に使用する機材・消耗品

- (1) 研修に使用する機材等は、受注者が用意するものとし、借用料、輸送料等の費用が発生する場合は、受注者がこれを負担する。
- (2) 演習に使用する消耗品については、受注者が用意し、使用後の廃棄についても受注者がこれを行う。
- (3) 実地研修において使用する機材、消耗品等については、受講生が所属の施設・事業所（同一法人内の他施設・事業所を含む）で実地研修を行う場合は、実地研修を行う施設・事業所で用意するものとし、これと異なる場合については、発注者と受注者で協議の上、決定するものとする。

8 使用テキスト等

- (1) 研修に使用するテキスト、補足資料等については、受注者が研修内容に従って適切なものを選定し、用意するものとする。

9 受講生の募集

- (1) 受講生の募集、受講申し込みの受け付け、申込者への受講可否の通知・受講生への資料の送付、受講者名簿の管理等は受注者が行うものとし、これに係る費用についても受注者が負担するものとする。
- (2) 受講生の募集方法は受注者の提案内容に基づくものとし、費用については受注者が負担する。なお、発注者は、受注者が作成した受講生募集に係る広報物の市内各所への発送、電子メールを利用したメールマガジンによる発送等に協力するものとする。

10 受講費用

研修の受講に当たり、受講生各人が使用するテキスト、消耗品、研修中の事故等に対応する損害保険料等に係る実費相当額を含めて一人あたり15,000円(税込)とする。

11 損害保険の加入

研修中の事故等に対応するため、受注者は損害保険に必ず加入すること。加入手続については受注者が行うとともに、費用については受講料から支出するものとする。

12 その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。